ホットな消費者ニュース

~あなたの地域の危ない商法・29年2月号



★独居高齢者を狙った強引な点検商法に要注意!

・・・糸島市消費生活センター

(相談事例)

独居高齢者宅に、「火災報知機の無料点検です」と言って突然男二人が訪問し、断る間もなく家に上がり込み、 室内を見回った後、「火災報知機をリビングに設置した方が良い」と勧められました。

「必要ないので帰って」と言いましたが、男二人は帰ろうとはしません。知人に連絡を取ろうとしましたが、電話機の前に居座られ、それもできませんでした。根負けして契約をしてしまい火災報知機を設置されました。現金がなかったため、翌日支払う約束をして帰ってもらいましたが、火災報知機は必要ありません。どうしたらよいでしょうか。(83歳 女性)

(処理経緯)

本人が地域の包括支援センターへ連絡し、「きちんと断わりましょう」との助言を得て、業者に「行政に相談した。クーリングオフしたい」と伝えたところ、無事契約解除ができました。

(アドバイス)

- 一人暮らしの高齢者を狙う悪質な点検商法の事例です。業者の無料点検は、あくまで点検後のセールスが目的です。
- ① ドアを開ける前に、相手の用件、会社名、氏名を確認し、必要なければ点検を依頼しないようにしましょう。 また今回のように強引な販売に至るケースもあるため、一人の時は安易にドアを開けないようにしましょう。
- ② ドアを開けて対応しても、即答せず、身近な人に相談して判断しましょう。 帰るように言っても帰ってくれないときや、恐怖を感じたときは、近所の人に助けを求めたり、警察(1 1 O番)へ通報しましょう。
- ③ 契約した場合は、なるべく当日の現金の支払いを避けましょう。後日の集金をお願いし、信頼のおける方と同席で対応しましょう。また契約してもクーリングオフ(契約解除)や取消ができる場合があります。 高齢者を消費者被害から守るために、消費生活センター、地域包括支援センター、民生委員さんなど地域の方々と連携して見守りを行っています。困った時は、まずは消費生活センターへご相談ください。

★千ラシを見て引越を申し込んだら高額の代金を請求された!

・・・福岡市消費生活センター

(相談事例)

投げこみチラシをみて引越業者に連絡をした。一時保管としてトランクルームに運ぶために引越前日に見積もりを頼んだら、10万円と言われ前払いをした。引越当日に、荷物が多いため追加で16万円が必要と言われたが、持ち合わせがないと伝えると、「途中で作業を辞めて帰る。」と言われた。仕方なく残りの代金を友人に借りて払った。2か月後に別の引越業者にトランクルームから同じ荷物を運び出す作業を頼んだら、2万8千円しかかからなかった。前の業者には返金してほしい。(50代男性)

(アドバイス)

就職・進学・転勤といった節目の時期には、引越サービスに関する相談が多く寄せられています。トラブルを防ぐために事前に書面で見積もりを依頼し、可能な限り下見に来てもらった上で見積もりを取りましょう。見積もりは複数の業者に依頼し、価格だけでなく、サービス内容も比較・検討しましょう。また、見積もり時に発行される引越約款を必ず確認し、解約条件や紛失・破損などの際の補償内容を事前に確認しましょう。

見積もり時には内金等を払う必要はありません。代金は荷物を受け取るときに支払いましょう。

引越だけでなく、不用品の処分でも同様なトラブルが多発しています。事業者とのトラブルで困った場合には、 お住まいの地域の消費生活センターにご相談ください。

*「消費者ホットライン」「188 (いやや!)」(あなたの地域の消費生活センターをご案内します。)